



様式第2号（第11条関係）

複製厳禁
湯合6-24号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏 名 株式会社 赤崎清掃 代表取締役 小椋 康広

令和6年6月25日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び湯梨浜町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第11条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和6年7月3日

湯梨浜町長 宮脇 正道



1 事業の種類	一般廃棄物の収集・運搬
2 許可の期間	令和6年8月1日から令和8年7月31日
3 許可区域	湯梨浜町全域
4 廃棄物の処分地	鳥取中部ふるさと広域連合『ほうきリサイクルセンター』に搬入すること。ただし、食用・飲料用のびんは、株式会社鳥取再資源化研究所に搬入すること。また、木材等木くずの一般廃棄物については、株式会社赤崎トランスネット 木材リサイクルセンターに搬入すること。
5 許可の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入については、鳥取中部ふるさと広域連合並びに上記搬入先の指示に従うこと。 ・可燃ごみ、不燃ごみ、及び粗大ごみを混載しないこと。 ・再生資源は、他のごみと混載せず、リサイクルすること。 ・委託ごみと許可ごみを混載しないこと。 ・市町村間のごみを混載しないこと。 ・産業廃棄物は取り扱わないこと。 ・関係法令を遵守すること。 ・収集運搬にあたっては、一般廃棄物が飛散し及び流出しないようにすること。また、周辺の清掃をすること。 ・収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。 ・倉吉市一般廃棄物処理業許可証の更新を行った場合は、速やかに許可書の写しを提出すること。 ・許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。